

2020

総務常任委員会記録

議会 閉会中

令和2年8月26日（水曜日） 開議
令和2年8月26日（水曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

令和2年8月26日（水）
室蘭市議会第1会議室
開議 午後 2時00分
散会 午後 3時07分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 西胆振環境（株）の令和元年度営業概要について 2 新中間処理施設建設に伴う生活環境影響調査について 3 新中間処理施設設計・建設モニタリング業務委託等について 4 指定管理者施設管理運営評価について 5 共同電算システム用機器更新計画（案）について	

○出席委員（14名）

委員長 我妻 静 夫

副委員長 森 太郎

委員 板垣 正人 五十嵐 篤 雄 真鍋 盛 男

山田 秀人 大高 一 敏 砂田 尚子

羽立 秀光 杉尾 直樹 小栗 義朗

阿戸 孝之 阿部 正明 小久保 重孝

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

佐藤	事務局長
安田	事務局次長
稲場	総務課主幹
藤谷	総務課主幹
佐久間	共同電算室主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

令和2年8月26日（水曜日）

午後 2時00分 開議

○我妻委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申出があり、委員会条例第15条に基づき委員長として許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括して求めます。

○佐藤事務局長 何かとお忙しいところ、総務常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。本日は、広域連合の運営に関する事項5件につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

初めに、資料の差し替えについてでございますが、報告事項（4）指定管理者施設管理運営評価の1ページ目、3の事業概要欄に新型コロナの感染拡大防止のための臨時休館期間について追記しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

報告の説明につきましては、1の西胆振環境株式会社の令和元年度の営業概要については安田事務局次長から、2の新中間処理施設建設に伴う生活環境影響調査につきましては藤谷総務課主幹から、3の新中間処理施設設計・建設モニタリング業務委託等については稲場総務課主幹から、4の指定管理者施設管理運営評価については藤谷総務課主幹から、5の共同電算システム用機器更新計画案については佐久間共同電算室主幹から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○安田事務局次長 西胆振環境株式会社の令和元年度の営業概要につきまして御説明いたします。

委員会報告事項資料1を御覧ください。1の稼働状況でございます。（1）の令和元年度のごみ搬入量ですが、前年度と比べて約0.02%増の4万6,540トン、計画ごみ量6万3,400トンに対しまして73.4%となっております。

次に、（2）の設備稼働状況であります。前年度と比べて稼働日数は9日の減、定期点検時の停止は4日の増、定期点検以外の停止日数は7日の増となっております。

次に、（3）の運転経費であります。主に灯油の使用量及び単価の減などによりまして、前年度に比べ1,141万3,000円、5.8%減少した1億8,600万4,000円となっております。

次に、（4）の設備保守管理費ですが、工事対象機器や工事内容の精査及び工事業者の見直しなどによりまして工事コストを削減したことにより、前年度に比べ9,146万5,000円、14.1%減少した5億5,924万円となっております。

次に、2の営業状況でございます。（1）の営業収支であります。実績では3億3,7

21万3,000円の営業損失となること、補填措置分委託費3億3,588万5,000円の収入によりまして132万8,000円の営業損失となっております。これに営業外損益を加減した(2)の経常収支はゼロ円で、税引前純利益も同額となっております。これから法人税等を差し引いた(3)の純収支は18万円の当期純損失となりまして、当期末の繰越利益剰余金はマイナス9,808万5,000円となっております。

次に、3の次年度以降の経営方針でございますが、西胆振環境株式会社の事業報告によりますと大きく3点ございまして、1つ目は、現施設の運転保守管理業務について令和6年9月30日までの継続受託に向け、契約内容の改定と締結に向けて取り組む。2点目は、令和6年9月30日まで安定的に現施設の運転を継続していくため、故障が炉の停止につながる機器を対象に、令和2年度から3年間の老朽化対策補修業務を受託する。3点目は、設備の安定稼働とさらなる安全な職場環境の整備を最重点としながら、運営経費の徹底した削減など経営努力を続けるとなっております。

参考資料といたしまして、西胆振環境株式会社から提出されました事業報告及び計算書類などを添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

報告事項1に関わる説明は、以上でございます。

○藤谷総務課主幹 それでは、報告事項の2つ目、新中間処理施設建設に伴う生活環境影響調査について報告資料の2で説明いたします。資料につきましては、報告資料2、これがA4で1枚、それから報告資料2の参考資料としてA4表裏の資料が1枚、そして別冊で西いぶり広域連合新中間処理施設整備生活環境影響調査の概要版、正本となっております。

報告資料の2で説明させていただきたいと思っております。1つ目、1の生活環境影響調査でございますが、生活環境影響調査は、新中間処理施設が建設されることにより、建設場所周囲の環境に及ぼす影響を事前に計画している段階から現況調査と影響予測を行い、その地域の生活環境への影響に対して適切な環境保全対策を検討し、施設整備に反映させていくことを目的とした調査でございます。

2の調査期間及び調査地点でございますが、調査期間については平成31年1月1日～令和元年12月31日の1年間の期間で実施いたしました。調査地点については、室蘭市内が広域連合敷地を含めて4か所で実施し、伊達市内は3か所で実施しております。

3の調査項目でございますが、現況調査と影響予測を行った項目は4項目ございまして、大気質については排ガスによる影響と廃棄物の運搬車両による影響、騒音と振動については施設の稼働と廃棄物の運搬車両による影響、悪臭については施設から発生する悪臭を調査しております。

4の予測結果でございますが、現況の調査結果を基に、新中間処理施設のメーカーアンケートからの排ガス量や走行車両数の実態の影響を加えまして環境への影響予測を行った結果、全ての項目で目標以下の数値となっております。

5の評価でございますが、環境省から出されております生活環境影響調査指針に基づい

た評価結果では、適切な環境保全対策を実施することにより、新中間処理施設建設による影響が低減され、予測結果も生活環境の保全上の目標数値内に収まるということで、整合は図られるものと確認しております。

報告資料2の参考資料を御覧いただきたいと思います。こちらの参考資料、3項目ございまして、1つ目が調査項目の詳細でございまして、環境省の生活環境影響調査指針に基づきまして調査項目を選定しております。

2つ目が予測結果で、生活環境影響上の目標数値と新中間処理施設の稼働の影響を加えた予測値の一覧となっております。予測値は目標値の範囲に収まっております。

裏面を御覧いただきたいと思います。3番目が環境保全対策で、周辺環境への影響に配慮いたしまして、新中間処理施設で行う環境保全対策の一覧となっております。

資料の2に戻っていただきたいと思います。最後の6番目、縦覧の実施でございまして、この生活環境影響調査の結果につきましては、西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、こちらに基づきまして縦覧の実施と意見書の募集を行いました。

(1)の縦覧については、令和2年5月25日から1か月間、広域連合事務局と構成市町である6市町の担当課で縦覧を行いまして、併せて広域連合のホームページでも公開しておりますが、縦覧の申込みはございませんでした。

また、(2)の意見書の提出でございまして、同じく条例に基づいて提出期間を令和2年6月25日から2週間設けておりましたが、こちらについても意見書の提出はございませんでした。

別冊で生活環境影響調査結果の概要版を添付しておりますので、こちらについては後ほど御覧いただきたいと思います。

この件の説明は以上でございます。

○稲場総務課主幹 それでは、報告事項3、新中間処理施設設計・建設モニタリング業務委託等について説明させていただきます。

委員会報告事項、資料3を御覧いただきたいと思います。まず、1、設計・建設モニタリング業務委託についてです。(1)業務の目的としましては、新施設の設計、建設、試運転等が条件どおりに行われているかの確認を行うことによりまして、適切な施設の建設等を行うこととしております。

次に、(2)業務の主な内容についてです。1つ目が設計監理です。これは、設計図書が要求水準書等の条件を満たしているかの確認を行うものとなります。2つ目が工事監理です。これは、建設工事が設計図書どおりに行われているかの確認を行うものとなります。3つ目が試運転の確認です。これは、プラント試運転の立会いや性能達成状況の確認を行うものとなります。4つ目が運営計画のモニタリングです。これは、施設の稼働前に運転計画や事業収支計画等の確認を行うものとなります。

次に、(3)委託期間につきましては、令和2年12月～令和6年9月を予定しており、

新施設の整備事業と同様の期間となります。

次に、（４）審査方式ですが、公募型プロポーザル方式により行う予定としておりまして、審査につきましてはプロポーザル審査委員会を設置して行う予定としております。

次に、（５）今後のスケジュール予定につきましては、記載のとおりとなっております。本年12月からの契約及び業務の開始を予定しております。

裏面を御覧いただきたいと思っております。次に、2の新中間処理施設設計・建設技術支援委託についてです。モニタリングの一環としまして、ごみ処理施設建設の技術指導について、国内で多数の実績があります公益社団法人全国都市清掃会議と技術支援業務の委託契約を締結し、行政側の視点に立った技術的な助言等を受ける予定としております。

次に、図1を御覧いただきたいと思っております。今御説明しました1つ目のモニタリング業務と2つ目の技術支援業務の違いについてのイメージ図となります。建設事業者に対しまして設計・工事のチェックを行う業務がモニタリング業務となり、連合が事業者に対して協議事項の回答を行う際、技術的な助言を行う業務が技術支援業務となります。

次に、3、新中間処理施設建設に係る送電線増強工事についてです。（1）の概要ですが、電力会社への最大売電可能量を、現在は250キロワットですけれども、これを1,980キロワットとするため、送電線の増強工事を行うものです。この工事によりまして、交付金の要件でありますエネルギー回収率16.5%の達成が可能となると見込んでおります。

次に、（2）工事費についてです。送電線は北海道電力株式会社所有のため、同社にて工事を行いまして、広域連合が工事費の負担金を支払うこととなります。負担金は、約1億7,000万円を見込んでおります。

次に、（3）予測される効果についてです。この工事によりまして、エネルギー回収率は現施設の11.7%から新施設では19.3%になると予測しております。売電収入額につきましては、1年当たり現施設では約1,100万円ですけれども、これが新中間処理施設では8,000万円になると見込んでおりまして、約6,900万円の増額になると見込んでおります。そのため、工事費の負担金につきましては、売電収入の増額によりまして3年以内に回収できる見込みとなっております。

次に、（4）今後のスケジュール予定につきましては、記載のとおりとなっております。令和3年3月～6月頃に設計・工事の開始を予定しております。

報告事項3の説明は以上でございます。

○藤谷総務課主幹 それでは、令和元年度の指定管理者施設管理運営評価につきまして報告資料の4で説明させていただきます。資料は、A4で3ページとなっております。

この指定管理者管理運営評価については、今年の7月21日に指定管理者選定委員会を開催して、評価をいただいております。

指定管理者施設は、げんき館ペトトルとリサイクルプラザの2つの施設となっております。まず、1の指定管理者の名称でございますが、指定管理者は水ingAM株式会社

と室蘭市スポーツ協会の共同企業体でございます。

2の施設の概要については、げんき館ペトトルはプールと体育館を持った体育施設で、リサイクルプラザは資源ごみの処理を行う工場、それと環境学習のためのプラザを備えております。

3の事業の概要でございます。3の事業概要については、げんき館ペトトルは、住民の健康の増進のため体育施設を運営し、プール教室などの自主事業を行っております。また、リサイクルプラザについては、資源の有効利用を目的に缶、瓶、ペットボトルの処理や環境保全の知識の普及を目的にリサイクル講座などの自主事業を行っております。3の欄の下段でございますが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、両施設とも2月27日～3月31日、臨時の休館を設けておりました。

次に、4の利用実績でございますが、上段のげんき館ペトトルにつきましては、利用人数は前年と比較して85.2%で、5,920人の減少となっております。減少の要因については、新型コロナウイルスによる利用自粛や2月末～3月31日、臨時休館を設けたこと、また11月にメルトタワーの破砕機が故障し、ごみの燃焼が止まったことで余熱供給ができなくなり、臨時休館を行った影響でございます。リサイクルプラザの利用人数については、前年と比較しまして117.1%で、770人の増加となっております。増加の要因は、前年度は台風のため中止となった秋のフリーマーケットが令和元年度では開催できたことなどによるものでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。5の収入・支出の推移でございます。表の右側の上段を御覧いただきたいと思っております。収入については、利用料金収入が587万2,000円、委託料が9,508万9,000円、合わせて1億96万1,000円の収入がございました。支出については1億270万7,000円で、差引きで174万6,000円のマイナスとなっております。収支がマイナスとなった主な要因でございますが、げんき館ペトトルについては新型コロナウイルス感染症の影響や臨時休館により利用料金収入が減ったことが主な要因となっております。また、リサイクルプラザについては、工場従業員が2名、途中で病気で退職されたことから、直ちに他の事業所から応援人員を集めたことにより、人件費が増になったこと、退職者補充のための求人募集による手数料が増になったことなどが要因となっております。なお、げんき館ペトトルの利用料金の減収分については、新型コロナ感染症の拡大防止を目的として広域連合が臨時休館の指示をしていたことから、こちらについては減収補填を行っております。

6の評価の視点でございます。こちら前年度から変わった部分につきましては、1の施設運営の(3)職員体制の欄でございますが、前年度は途中で退職された工場従業員の補充ができず、管理業務の計画で示された職員配置がなされなかったことから評価をBとしておりましたが、今年度退職者が発生しましたが、直ちに応援職員を充てて適正な職員配置をして運営していたことなどから、こちらについてはAと変えております。その他の項目については、目標をおおむね達成できているため、Aとしております。

3 ページ目を御覧いただきたいと思います。7 の評価でございますが、6 の評価の視点の結果から、記載している判定基準に基づきまして、1 の施設運営、2 の自主事業、3 の施設管理、4 の歳入歳出、評価は全てAとしてございます。

続いて、8 の指定管理者から広域連合への要望事項でございますが、設備の更新や修繕の要望はありますが、今年度作成する長寿命化計画の結果を踏まえまして検討するとともに、利用者の安全確保など優先度が高いものから対応を検討したいと考えております。また、その際利用状況からの対応の必要性や更新する場合であっても支出の平準化を考慮いたしまして、リース化なども検討したいと考えております。

続いて、9 の利用者からの意見、要望等でございます。げんき館ペトトルについては、シャワー室のノズル改修、手荷物の置き台の設置、体育館のコートを長時間占有する者への対処などの要望がございまして、リサイクルプラザについては自動販売機の設置の要望がございました。これらの要望に対しまして、げんき館ペトトルについては手荷物の置き台を設置し、体育館については長時間占有する者に対しまして利用時間の制限を広域連合のほうで制度化いたしまして、多くの方が利用できるように対応いたしました。リサイクルプラザの自販機の設置要望については、今年の4月に設置済みでございます。

最後、その他でございますが、指定管理者においては、新型コロナウイルス感染症の対策を考慮した上でございますが、両施設とも運動団体や関連団体、施設や講座の認知度の拡大を図るとのことでございます。

この件の説明は以上でございます。

○佐久間共同電算室主幹 それでは、5 つ目ですけれども、共同電算システム用機器更新計画案につきまして御説明いたします。資料につきましては、A 3、2 枚物の委員会報告事項資料5、それと冊子になっております参考資料となっております。

A 3 横の共同電算システム用機器更新計画案概要によりまして御説明いたします。初めに、左上の目的についてでございます。平成26年度に整備しております現在の共同電算システム用機器でございますけれども、令和3年度末をもちまして7年の保守契約が終了するところでございますことから、更新の時期を迎えるというところでございます。また、テレワークへの対応や現在協議を進めてございます洞爺湖町さんの共同電算事業への新規参加など、システム要件が大きく変わるタイミングということもございますことから、システム、ネットワークの需要に対して的確に対応できるよう、共同電算システム用機器の整備を行っていくものでございます。

次に、現状についてでございます。平成19年度から運用を開始しました共同電算システムでございますけれども、7年が経過しました平成26年度にネットワークやサーバーなどの機器を更新し、現在に至っているというところでございます。これまでにネットワークに対しての影響が大きいマイナンバー制度や自治体情報システム強靱性向上事業への対応などを行ってきたところでございます。

次に、課題についてでございます。1 つ目の基盤システムでは、現状にもありますとお

り、マイナンバー制度や自治体情報システム強靱性向上事業への対応などにより、平成26年度整備の機器更新における集約化でありますとか統合管理、そういった基本コンセプトが崩れたというところで保守運用に係る手数、作業が増え、それに伴うリスクの増大を招き、保守性、柔軟性に欠ける基盤システムとなったところがございます。解決の方向性としましては、サーバーに加えましてネットワークの仮想化を行い、物理機器からネットワークを分離するというところで安全性ですとか可用性の優れた形態としたいと考えてございます。

課題2つ目の広域ネットワークでは、平成30年9月の北海道胆振東部地震に伴いますブラックアウトにより、データセンターと各市町を接続するための装置への電力供給が断たれ、また地域ごとに復電の時間差がありましたことなどから、長時間にわたって通信が途絶し、住民サービスに大きな影響が出たところがございます。解決の方向性としては、各市町における機器や電源の障害がほかの市町に影響することがないように、データセンターと各市町の接続を現在のリング型と言われるものから1対1での接続、スター型と言われる接続へ変更いたしたいと考えてございます。

課題3つ目の保守期限でございますけれども、現状にありますとおり、現在の機器が7年の保守契約が令和3年度で切れます。そのことで、現在大きく分けまして32種類の機械のうち、約69%に当たります22種類の機械でメーカー保守が切れるということとなります。解決の方向性としましては、機器保守の延長ができないということもございませうことから、令和3年度での機器更新としたいと考えてございます。

次に、概要の右上になりますけれども、新たな取組についてでございます。1つ目の各市町ネットワーク管理の負荷軽減では、各市町庁内で新たなシステムの導入や、これまでとシステムの使い方ですとか運用の方法の変更などを行う場合、ネットワークに対しての設定変更というのが必要となる場合がございます。ネットワーク変更につきましては、ネットワークですとかセキュリティー、さらにはデータセンター側との連携などについて十分理解した上で対応する必要がある場合がございます。これらに対応できる職員の確保がなかなか難しくなっているというところもございませう。対応の方向性としましては、ネットワーク構成に影響するような要件に対して迅速に対応できますよう、各市町ネットワークの一部ではありますけれども、データセンター側ネットワークの仮想化と併せまして一元管理の可能な仕組みとしまして、管理を広域連合側で対応したいということで、少しでも各市町の作業負荷の軽減を図りたいというふうに考えてございます。

新たな取組の2つ目の新しい生活様式への対応では、今回の新型コロナウイルスの感染に伴いまして、各市町において出勤者の抑制ということも一部なされているところがございます。一部在宅での勤務というふうになりましたけれども、情報系ですとか業務系、いずれのシステムに対しても外部から利用することができないということで、在宅での業務は大きく制限されたところがございます。対応の方向性としましては、各市町側でテレワークを導入する際に共通して必要となる接続口、入り口の仕組みを整備いたしますととも

に、分散オフィスと言われます別庁舎での展開も可能な構成としたいと考えてございます。

次に、基本方針についてでございます。これまでの課題や新たな取組によりまして、4つに分類してございます。1つ目としては仮想化をさらに進めて管理運用の効率化と作業負荷の軽減、2つ目が各市町との広域ネットワークの接続形態の変更と増速、3つ目が各市町庁内ネットワーク管理の一部を広域連合へ移管、4つ目が新型コロナウイルス禍における新しい生活様式への対応というものを基本方針としまして、コンセプトとしましては各市町を含め、西いぶりデータセンターをSDDC——ソフトウェア・デファインド・データセンターとして再構築するとしてございます。これは、西いぶりデータセンターを物理的な機械に対する設定変更や操作というものを不要としまして、ソフトウェアの設定のみでデータセンターの機能を構成できるようにするというものでございます。

次に、想定経費についてでございます。現在洞爺湖町さんと共同電算事業への参加協議を行っているということもございまして、4団体で機器更新した場合、それと5団体で機器更新をした場合の2パターンを載せてございます。4団体全体では7億4,320万円、5団体全体では7億5,720万円と積算してございまして、内訳としましては4団体で機器の部分の更新で6億6,740万円、5団体での機器更新部分で6億8,140万円、納付書等を印刷するための連続帳票用プリンター2台の更新で2,060万円、既存の業務システムを新しい機械への載せ替えの作業で5,520万円となっております。

目指す効果ですけれども、1つ目、ネットワーク仮想化による効果では、仮想化されたネットワークでは物理機器への作業が不要となりまして、サーバーネットワークに対しては管理画面一つから一括して作業ができるようになるということから、間違いですとか作業漏れのリスクが低減できること、それと大規模な変更などの場合にはテスト環境というものも容易に構築することができます。ということから、作業に対する安全性の向上も図ることができるものと考えてございます。また、業務が増えるなどした場合には、大規模なものは除くということになりますけれども、新たにサーバーやネットワークなどの機器の調達というのは基本的に不要となりまして、設定も容易であるということで、各市町側の業務要件に柔軟に対応できるものとなっております。さらに、西いぶりデータセンターとチマイベツ浄水場に設置してございます災害対策用機器、これらを一つのデータセンターとして管理運用するということとなりますので、仮に西いぶりデータセンターが機能を喪失した場合におきましても復旧にかかる時間はほぼゼロに近づけることも可能な構成としてございます。

2つ目の各市町の作業とコスト縮減では、ネットワーク管理の一部を広域連合で可能とすることから、各市町職員の作業が減ること、広域連合が設置するこの機械へ乗り換えることで各市町側のネットワーク機器の一部が不要となりますことから、それらに係る整備費ですとか保守費などが不要となることとなります。また、各市町側に現在設置されているサーバー機器類、これをデータセンターへ移設するというのも容易になることで、これ

ら機器の更新時にはデータセンターのサーバーへ移行することで更新に係る機器経費を抑えることも可能となっております。

3つ目のセキュリティー強化では、テレワークの展開を見据えた場合、これまでの外部は危険であって内部は安全とするセキュリティーの考え方、現在のセキュリティーの考え方ですけれども、これでは十分とは言えなくなってまいります。外部も内部も危険があつて、脅威は内側にも存在するという事として、侵入されること自体を前提とした新しいセキュリティーの考え方へ転換する必要があります。これらにも対応可能な仕組みとしてございますので、セキュリティーの強化を図って、共同電算システムそのものの安全性向上を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、団体の追加についてでございます。新たに共同電算事業へ参加する場合には、参加団体内部のネットワークなど一部を除いて、基本的には変更することなく共同電算システムを利用可能な仕組みを構築することで検討してございまして、また新たに追加する場合には、西いぶりデータセンターまでのアクセス回線についてでございますけれども、基本的にはセキュリティーが担保されていて、必要なスピードが出る回線であれば問題なく接続できるものと考えてございます。

最後、2枚目になりますけれども、スケジュールを記載してございます。令和3年度初めに調達を行う予定としてございまして、それ以降、各種設計、構築などを行って、順次切替え、動作確認などを行った上で、右側の赤の縦線になりますけれども、年末年始の休みを利用して最終的な移行、切替えを行い、令和4年1月に本番稼働と予定してございます。

共同電算システム用機器更新計画案の説明につきましては以上でございます。

○我妻委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

○小久保委員 それでは、何点か。

まず、報告第1号の西胆振環境の営業概要の中で、説明の中で設備保守の管理費が14.1%減になっているということの中に工事業者の見直しというのがございました。これについてももう少し説明をいただきたいというふうに思います。

○安田事務局次長 工事業者の見直しということでありまして、これはどうしても保守管理費を下げるために、これまでの事業者からより安価で工事をする事業者に見直したというふうに伺っております。

以上でございます。

○小久保委員 当然そういうことなのだろうと思うのですが、ある面もっと早くできなかったのかなとかということもちょっと考えさせられるのですが、今になってこういう状況の中でこうしたことが可能になったのか、何か大きく条件、仕様が変わったから、そのことによってその業者を替えることが容易になったのか、その辺についてはいかがですか。

○安田事務局次長 この部分なのでございますけれども、もともとかつて特例委託費とかというのがありまして、そこでの制約というのがあつて、その終わりが近づいてきているものなの

で、その制約の中で、その枠の中で収めるために西胆振環境のほうでいろいろ経営努力と
いますか、そういった中で事業者のほうを見直したというふうに伺っております。

以上でございます。

○小久保委員 分かりました。

それから、新中間処理施設の生活環境影響調査の関係で、特に問題がなかったとい
この報告はよかったですと思いますが、縦覧の実施については、ちょうどコロナの影響もあ
てなかなかそれについて申込みがなかった、提出がなかったというのはそのとおりだろ
なというふうに思っています。それで、ここに米印で広域連合のホームページでも公開と
いうふうになっているのですが、例えばホームページでの公開に対してアクセスがどのく
らいあったとかということの数字は押さえているのでしょうか。

○藤谷総務課主幹 ホームページの特定のページへのアクセスについては、申し訳ないで
すが、今押さえてはいないところです。

○小久保委員 恐らくほとんどホームページ使っていないのではないかなという、私は思
いがございます。今のホームページも古い情報も載っていたりしますので、改めて整理を
されたらどうかなというふうに思いますし、当然ながらこういった重要な情報公開があ
ったときにどのようにページが動くのかということもぜひモニターをしていただきた
いなと。報告もしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いま
す。

あわせて、環境影響調査に関しては周辺の住民、これは建設に伴う生活環境影響調査な
のですが、ただ周辺の住民の方々も非常に気にしていることだというふうに思うと、その
辺の周知というのをどうされるのかなというふうに思っていて、そのことについては事前
に聞いたところでは特にあまり考えていないということでしたけれども、各自治体の広報
や、また当然広域での広報には載せられるのでしょけれども、それを周辺住民に対して
より見ていただくような、ちょっと手間がかかるのですけれども、アナログ的なアプロ
チも必要ではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○藤谷総務課主幹 生活環境影響調査の今後の特に周辺への周知ということだったの
けれども、周知については今後建設関連の進捗状況を伝える広域連合で発行する広報紙
でございます。そちらのほうは広域連合で発行しまして、各市町の広報紙に折り込んで
いて皆さんに見ていただくということを考えていることと、ホームページでの公開です
とか、近隣の住民の方々については基本的には役員の方に説明させていただいて、そ
この役員の方から住民の方に回覧等で周知してもらいたいということで今のところ考
えているところでございます。

○小久保委員 分かりましたが、今最後の後段の地元の自治会の役員さんというのは恐
らく連合自治会の役員さんだというふうに思われるので、単位自治会の役員さんにも
ちゃんと伝えるように、少し目配りをしていただきたいなというふうに思います。そう
でないとなかなか、今コロナのこともあってコミュニケーションを取れないこともある
のですが、従来

から自治会の組織がちょっと形骸化しているところもあって、なかなか末端まで届かないということがございます。ですから、そういった点も目配りをしていただきたいというふうに思っています。

それから次、モニタリングの業務委託の関係では、チェックができるという、第三者のチェックが入るといのは大変いいことなのですが、このことが行われることによって、この業務委託をした方の責任というのはいかに考えているのでしょうか。または、契約の中にその責任というのはいかに書かれているものなのでしょうか。というのも、事業者との契約の中には今回の性能保証の関係ですとか瑕疵担保責任の関係は非常にはっきりと書かれていて、それはそれでいいのですが、例えばこうした第三者のチェックが入った後、結果実はちょっと漏れていましたということは、行政側の責任になってしまうのか、この仕事をしてくださった方の責任になるのか、その辺についてはいかになるのでしょうか。

○稲場総務課主幹 新中間処理施設のモニタリング業務におきますチェック等の責任の所在ということでございますけれども、モニタリング業務の仕様書の中にモニタリングを受託する事業者さんと我々の役割分担表というのがございます。その中で、受注者のほうには、一応図面ですとか現地とかの確認及び審査というのが役割としてございまして、発注者としてはその審査結果の報告を受けて、その確認をするという形になっておりますので、基本的にはまず第1段階としては受注者のほうでしっかり審査をする。その審査結果を連合のほうで確認をするということになっておりますので、基本的には専門的な部分が非常に多いですから、まず審査のほうは受注者のほうにしっかりやっていただくという形になっております。

以上でございます。

○小久保委員 受注者がしっかりやっていただくのは当然なのですが、しかしその部分がちょっと曖昧だと、確かにチェックするほうも大変だとは思いますが、ともすると行政側の責任になるのかなというふうにちょっと思っております。要するに長期間にわたる業務委託になるのですが、当然それに対してかなりのコストも払うわけでありまして、ただ結果的に何年か後に問題が発生したときに、当然受注者側——業者側もそのことについて抗弁をするでしょうから、その部分で改めて責任問題について考えておくよりは、発注をする、入札をする前には、業務委託する前には当然その辺の整理をしないと受けるほうも受けにくいのではないかなと、そう感じておりますので、その辺をしっかりとさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○稲場総務課主幹 今、委員おっしゃっていただきました点については、しっかり確認して委託のほうをかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○小久保委員 それから、あと私からは共同電算システムの機器更新の関係です。御説明を今いただきました。それで、結構多額に上るので、その多額に上る費用の積算根拠みたいなものがもう少し私たち委員も分かれば評価のしようがあるのですが、なかなかそれがいい

つも分からなくて困るところでありますけれども、いずれにしても多額の費用が3年以降かかってくるということは理解いたしました。

それで、例えば先ほどの説明の中でテレワークの項目がございました。今回のコロナの影響で確かにテレワークは必要性があるというふうに感じているのですが、では今回のこの資料をまとめるのに当たって各自治体の担当者の中で、または担当者は各自治体においてテレワークの必要性、どこまでやるとか、どこまでできるのかとか、そういう人材はいるのか。そういった打合せというのはした上でこうした数字がまとまってきているのでしょうか。いかがですか。

○佐久間共同電算室主幹 テレワークの必要性と各町との協議の状況というところがございますけれども、テレワークにつきましては各町側とも協議はしてございます。具体的には、アンケートのようなものをちょっと取らせていただきまして、現状でいいますとインターネット側と言われるところとL G W A N側と言われるところがテレワークの対象ということになるだろうと思っはいるのですけれども、そのそれぞれについてテレワークをする想定があるのかなのか、想定した場合にどのぐらいの人数なのか、職員数になりそうなのかというところ取って、その結果として、テレワークの入り口のところだけになりますけれども、整備しようということで今回計画のほうに書き込みをさせていただいております。

以上でございます。

○小久保委員 とはいっても、各自治体がここまで同じようなレベルで話ができているとはちょっと思いにくくて、そのことが結果セキュリティの強化ということにつながっているわけでありましてけれども、セキュリティの強化、ペリメータモデルとゼロトラストモデルの違いによって費用というのは、最初の初期のこともそうなのですが、その後の費用というのはこれまで以上にかさむというふうな考え方を持たたいのか、それは大して実はどちらでも変わらないという考え方で私たちは押さえればいいのか。要はテレワークが問題なのではなくて、セキュリティの強化というのがテレワークがなくてもせざるを得なくなっはきているのですが、そのことに対するコスト負担の根拠というのは、理由というのは私たちはどう押さえおけばいいのかという点は教えていただくことはできますか。

○佐久間共同電算室主幹 セキュリティの部分の強化とそこの積算の根拠のところでございます。委員おっしゃるとおり、テレワークなのでセキュリティの部分が高くなるというところもございましてけれども、現状のところではいいますと、昨日あたり新聞にも出ていたと思うのですけれども、外から侵入されるという事案が出てございます。それらに対しての対応というところもあって、今回のセキュリティ強化というところを持ってきてございます。計画上記載してございますペリメータモデル、ゼロトラストモデルというところですが、現状のやり方がペリメータ——境界防御型と、関所のようなものを設けて入り口で対応しようという考え方です。ゼロトラスト、言葉のとおり信頼しないという

考え方ですけれども、これについては侵入されることが前提であって、その中でどうセキュリティーを担保するのかという考え方に変えるというところでございます。

これに係る経費のところの積算なのですけれども、今回の積算のところでございますと、機器の部分、基盤のところだけでいきますと6億8,140万と積算してございます。現状の機器の状態、セキュリティーレベルの状態で単純に機器の入替えというものを行った場合というのが大体5億7,000万～七千二、三百万というところとなっております。1億程度が増加しているというところになります。単純にこれが全てセキュリティー対策かという、ちょっと違うのですけれども、大体そのぐらいのオーダーでセキュリティー対策というのが強化されるということで想定してございます。

以上でございます。

○小久保委員 費用がかかるのだということは分かりました。ざっくりと1億かかるとは今言わないということでしたけれども、ただいずれにしても各自治体の担当者でもそこまでする必要があるのか、テレワークする、しないにかかわらず、それがこれからの時代として本当に必要なのかという点を広域だけで考えてはいないと思うのですが、よくよく皆さんと協議をして、当然費用負担になっていくわけですから、各財政当局とも相談をした中で判断をしていただきたいというふうに思っておりますので、これからのことですが、よろしくをお願いします。

あと1点だけ、ネットワークの関係の仮想ネットワークはいいのですが、リングネットワークからトポロジー、スター型に変えるということで、電源喪失、ブラックアウト時の機能を何とか守ろうということの説明はよく分かりました。ただ、それにすることで結構費用もかかるのだらうなというふうに感じたところもありますし、また併せて、とはいっても当然電源喪失みたいなことが限定的であれば限定した自治体だけの影響で済むのですが、広域的な電源喪失ということに対してはなかなかこれでは対応できないのではないかとこのように考えていて、そのことも含めてスター型にした上で環境整備というものを考えておく必要があるのかなというふうに思っているのですが、その辺についてはいかがですか。

○佐久間共同電算室主幹 リング型からスター型へ変えて、広域的なブラックアウト等々の影響のところでございます。今回リング型からスター型へ変えたというところが、互いに影響し合うというところでの変更となっております。かかる経費につきましては、それほど実はスター型に変えたときも変わらないぐらいのところできているところです。現状リング型用の機械を広域連合で設置しているのですけれども、電源については各町側に任せられた状態という設置の仕方をしてございます。今回のブラックアウトを受けまして、多少なりともというところで、スター型用に設置する機械については無停電電源装置を併せて今回導入する予定でございます。それ以上の時間の停電となりますと、また自家発ということにもなってきますので、そこは各町側の電源状況に合わせての対応ということでお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○小久保委員 分かりました。これでやめますが、今の電源の関係でいうと、伊達には伊達火力発電所があって、電力会社的にはバックアップ電源ということの中での位置づけで、今も老朽施設が稼働しているような状況でございます。こうした自治体の機器ということ考えたときには、当然北海道電力さんともそうした点のこういうときの協定というのですか、約束を取りつけておいて、一緒になって取り組んでいただくということとはできないのかなということは素人的にも感じるのですが、そうした相談を電力会社とされたということはあるのでしょうか。また、可能性としてはないのでしょうか。

○佐久間共同電算室主幹 電力会社との協議の部分でございますけれども、現在のデータセンターの建設のタイミングになってしまうのですけれども、平成18年から19年度にかけてということですのでけれども、現在1系統で電力導入しているのですけれども、2系統にできないのかというところでの協議はさせていただいたことは過去にございます。ですけれども、その当時では1事業者というか、1つの場所で2つの受電ができないという答えをいただいたというところもございます。それもありまして、データセンターにつきましては自家発で全てをカバーするという形。現状でいくと、満タンでいけばほぼ24時間カバーできる状態というところをつくってきたところでございます。各町側におきましては、各町側それぞれの防災側の考え方というところもございますので、そこにつきましてはなかなか私どもも理解していないところ、把握していないところはございます。システムを使える状況に持っていくというところでは、電算サイドに電源回りの安定供給についてのお願というところは今後もしてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○山田委員 まず、1番目の西胆振環境株式会社の営業概要についてですが、令和元年度ごみ搬入量ということで、当初の目的6万3,400トンということでありましたが、実績として年4万6,540トンという結果になりましたが、この点について当初の計画、それから今後のこの在り方、ごみの搬入量の今後の推移というのはどういうふうにお考えですか。

○藤谷総務課主幹 ごみ量の現状、それから今後の推移といった御質問ですが、ごみ量については施設建設時をピークに減少しておりまして、今現在4万6,540トンということでされているのですけれども、これからも人口減少に伴いましてごみ量は下がっていきます。今後の推移については、新中間処理施設建設時、令和6年あたりになるとそこからさらに1割ぐらい落ちるといような形で考えてございます。

○山田委員 要するにこのごみの搬入量というのが今後の新中間施設との関連でどのような推移になるかということで、今お答えがありましたけれども、これが大きく異なるというか、乖離があるとすれば、そこら辺のところの計画もある程度は見直さなければならぬということにもなりますが、その点についての推移というのは今の新中間施設の中で策定した目標の中で大体収まるという、そのような御見解ですか、伺います。

○藤谷総務課主幹 新中間処理施設の計画の中でのごみ量の妥当性といったところなので

すけれども、新中間処理施設の設計、ごみ量の設定に関しては、将来の人口減少によりましてごみ量が減っていくということで、それが後々稼働した後と稼働の数年後の差が大きくなるように、できるだけ建設当初の稼働日数、少し無理をさせるといいますか、稼働を増やすように頑張らせて稼働させて、本来のごみ処理の考え方よりも稼働当初に大きく処理させるというような形で、通常的设计でいえば稼働してから5年後ぐらいの少ないごみ量の施設規模に合わせた形で施設規模の縮減という考えで設定しております。

○山田委員 ごみの発生量といいますか、これはお互いに市民、町民もごみを出さないというのが基本的な考えでございますが、そういう中で連合としても構成市町を含めてごみの発生縮減ということは大前提ということでもありますので、ぜひその点についても今後推移を見越して協議していただきたいと思っております。

それから、もう一つ、(3)の運転経費、前年度比では1,100万ほど減少したということですが、主に灯油の使用量ということで、これが減少したということでもあります。今の現施設では、従前助燃剤として膨大な量が使われていたということがありました。それで、この施設について最近ではある程度は改良されながらやられてきたのだらうと思っておりますが、それらの灯油の使用量、大体どのような推移で減っていったのか。まだまだ助燃剤としてかなり使われていたのか、そういうところが懸念されるわけなのですが、どのようにお考えですか。灯油の使用量でございます。

○佐藤事務局長 灯油の使用量、以前から課題になっているというところもあります。これまで10何年間運転していて、その運転方法というのですか、そういう型も確立されてきたということも灯油の使用量を減らしてきているという要因になっていきますし、また灯油の単価、昨年減ってきたということも一つの要因ということになります。

以上でございます。

○山田委員 これについては、運転経費については、我々も同じ焼却施設の同機種を採用している関係の自治体に行って、いろいろとお話を受けました。そして、この施設がいかにかかり過ぎるのかということがある程度判明されたということでありましたが、そういう中で今後使われていくということですが、十分にここら辺も推移しながら検証していくべき話題です。

それから、次です。3番目の新中間施設の設計、それから建設モニタリング業務について伺いますが、これは本体工事というのが330億ということで入札結果というのがこの間報告されましたが、膨大な金額を要して建設するということでもあります。それを建設するに当たってチェックをするという、そういうチェック機関を応募で皆さんから出して、連合がそこで委託するということでもあります。これはいろんな業者さんがそういう中でこれに応募するという、そういう考え方でよろしいのですね、まず伺います。

○稲場総務課主幹 モニタリング業務の業者についてでございますけれども、基本的には廃棄物を専門としているコンサルタントということになります。道内においても複数社ございますので、その会社が応募してくれるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 これは、専門的な事項といたしますか、ことが結構含まれております。道内にも複数社あるという御答弁ですが、1社だけ応募されて、それでは、あなたですよということになると、何と比較してどこが優れているかなかなか分からないのです。そういう意味では、1社だけでやるというのはどうも納得がいかないということになりますので、そのところの入札といたしますか、応募公告というのは、例えば2社、3社がいなければこれは駄目ですよとか、そういうものというものはある程度ないのですか。私非常に疑問を持ったのが先ほどの本体施設の入札、1社しかなかったというのは前回非常に残念だったということですが、今回はそういうような考え方というものはないのですか。

○稲場総務課主幹 モニタリング業務の業者に対する参加資格要件ということになるかと思えますけれども、当然多くの会社が応募してくれるのが理想ではありますが、ただ一方で誰でもいい、どこでもいいというわけではございませんので、ある程度の条件は必要かなと思えます。一定程度の条件を設定した中で、多くの会社が入ってくれるように条件のほうを考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 これは、誰でもいいということではないわけでありまして、それなりの技術、知見、そういうものを持った業者さんが数社応募して、そして膨大な施設なわけですから、それをきちっとチェックできる、そういうものをこれは審査委員会を通じて審査するということですから、そういう意味でのところというものはあると思うのです。ですから、1社、2社、そういう比較するものがなければ、審査委員会といってもどうも機能を果たさないのではなかろうかという気がするのです。もう一度伺いますが、1社だけでなく2社以上で入札公告をするという、そういう考え方というものは、もう一度聞きますが、ないのですか、あるのですか。

○稲場総務課主幹 連合としましても、当然複数社が望ましいとは考えているところでございますが、それと併せまして整備期間というのも決まっているところでございまして、2社来ないからやめます、また1か月後、2か月後ということにしますと整備事業が始まってしまいますので、今のところ、仮にですけれども、仮に1社だとしてもしっかり審査を行いまして、条件に合致しているということであれば選ぶということになるかなとは考えているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 やめるということとはできないというようなことでしたので。それから、審査委員会というのがありますが、審査する方ですから、十分な識見、知見をお持ちの方がここにはいて、今新中間施設を建設しようとする、そういう設備等々に詳しい方がここに入られてやるということですね。どんな専門家、そして新しい施設を踏まえてこれを審査しなければならぬということですから、重大な責任があることにはなりますが、そのところの専門家というものは十分信用できると思いますか、信頼しないとは言いませんが、十分これ

が果たせるような、そういう審査委員会になっているのですか、伺います。

○**稲場総務課主幹** 審査委員会の設置につきましては、今後債務負担行為の設定が終わった後となりますので、まだ設置はしておりませんが、今考えている委員としましては、基本的にはまず廃棄物を担当しています構成市町の職員と、また今回は建設に係る部分でございますので、構成市町の中の建設の技術職員のほうも入れて専門的な知見を交えながら審査していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**山田委員** 職員というお話もありましたけれども、十分これらについての知見をお持ちの方、そして専門家というのは当然必要ですから、ぜひそのところの委員の選定、厳しく選定して、遺漏のないようなチェック、モニタリングというのをすべきことを要請するということですので、私の質問を終わります。

以上です。

○**我妻委員長** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**我妻委員長** それでは、以上で質疑を終了いたします。

これもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後 3時07分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長